

大和市 人生 100 年推進課 認知症施策推進係

令和2年7月

## 目 次

- 1 趣旨
- 2 補助対象
- 3 補助を受ける要件
- 4 補助対象経費
- 5 申請から交付までの流れ
- 6 Q&A



## 1 趣旨

認知症になっても、いつまでも住み慣れた大和市で暮らし続けることができるよう、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い交流する場である認知症カフェを、自主的に運営する取り組みを支援することを目的としています。

※大和市認知症カフェ運営費補助金交付事業において「認知症カフェ」とは、認知症の人及びその家族が、地域の人、専門家等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場をいいます。

## 2 補助対象

補助の対象は、次に掲げる条件を満たす団体又は個人です。

- (1) 1年以上継続して認知症カフェを運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (2) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (3) 政治又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- (4) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものではないこと。
- (5) 本市の市税等に滞納がないこと（滞納があっても既に分割等で納付履行中又は分割納付誓約書を提出した場合を含む）。

※補助対象となるかどうかを確認するため、以下について市が確認することがあります。

- ・補助金交付申請書類の内容について関係機関へ照会
- ・市税等の納付状況を確認
- ・暴力団員と関係を有しないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会（構成員全員から本人同意を得てください）

## 3 補助を受ける要件

補助を受ける要件は、次に掲げるとおりです。

- (1) 市内に10人以上が活動できる屋内の拠点を設けること。
- (2) 年6回以上開催し、1回当たりの開催時間は、2時間程度とすること。
- (3) 3人以上の従事者を確保すること。

- (4) 前号の従事者のうち、認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員（医師、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、介護支援専門員等の資格を有し、かつ、相談業務に従事した経験のある者）を1名以上配置すること。
- (5) 営利を目的とするものでないこと。ただし、利用者から工作代等として低廉な価格であれば徴収することができるものとする。

**留意事項**

- ・カフェの運営に当たって、利用者の氏名、住所、連絡先等を把握し管理しておくこと。
- ・カフェの運営に当たって、市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域住民等と積極的に連携を図ること。
- ・自治会等と連携し、地域住民の理解を深めるための啓発活動に努めること。
- ・災害が起きた場合など、(1)～(4)の要件を満たすことができない場合は、当該補助金の未使用分を返還しなければならない。

## 4 補助対象経費

**補助対象経費**・・・食糧費、消耗品費、使用料及び賃借料、備品購入費その他事業の実施に直接必要な経費として市長が認めたもの

- 例) 食糧費（茶菓子、緑茶、コーヒー 等）  
 消耗品費（食器、テーブルクロス、ティッシュペーパー、認知症関連書籍 等）  
 人件費（外部講師謝礼、旅費 等）  
 印刷製本費（チラシ印刷、コピー 等）  
 通信運搬費（ハガキ、切手 等）  
 使用料及び賃借料（会場使用料、店舗貸切料 等）  
 備品購入費（単価3万円以上のソファ、プリンター 等）

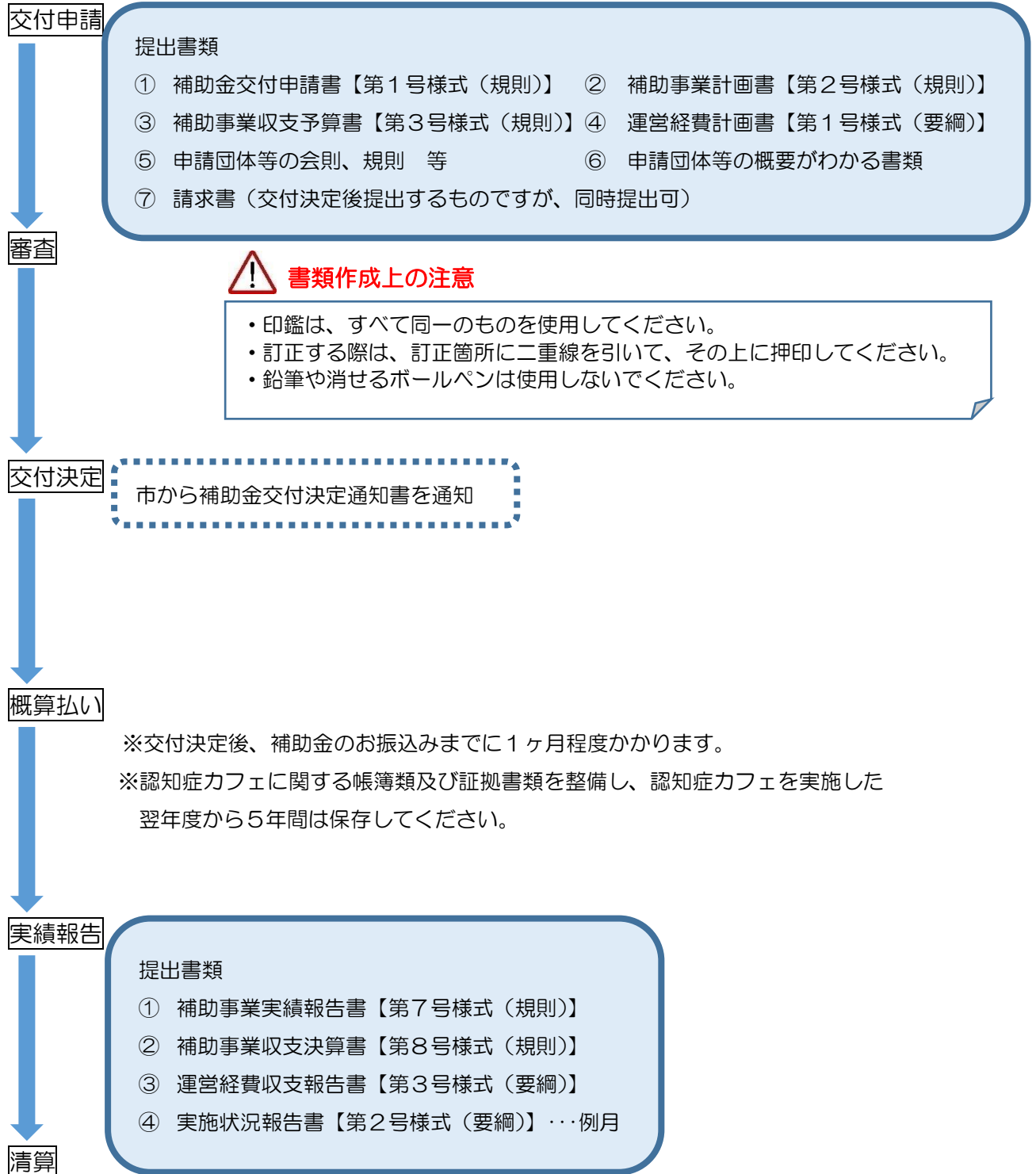
**補助金の額**

- ・120,000円（10,000円×12回分を想定）
  - ・事業の実施回数に10,000円を乗じて得た額
  - ・補助対象経費に係る実支出額から事業に係る収入額を控除して得た額
- } これらのうち  
最も低い額

**備考**

- 1 補助金の対象となる認知症カフェは、補助対象団体1団体当たり1か所とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 5 申請から交付までの流れ



※計画を変更しようとするときは、別途書類の提出が必要となります。

※このほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

実施状況等の報告

区分	提出書類	いつまでに
運営経費	① 実施状況報告書【第2号様式（要綱）】 ② 参加登録者ごとの参加状況がわかる書類	事業実施月の翌月10日まで
運営経費 ※4月1日から9月30日までに認知症カフェを実施した場合	① 運営経費収支報告書【第3号様式（要綱）】	10月10日まで

※このほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

## 6 Q&A

### 要件・対象について

Q1 認知症カフェの定義に「情報を共有」とあるが、どのような情報を提供すればよいのか。認知症カフェに設置する資料として定められているものがあるのか。市から資料の提供は受けられるのか。

A 市で発行しているチラシ、冊子類を提供することは可能です。それ以外に設置したい資料があれば、各団体等で取り寄せて設置してください。

Q2 市民ボランティアについて、認知症サポーターである必要はあるのか。

A 運営スタッフであるための必須条件ではありませんが、なるべく認知症サポーター養成講座を受講していただき、認知症についての理解をより深めていただきたいと思います。

Q3 「市内に10人以上が活動できる屋内の拠点」とあるが、実際の参加者が10人未満だった場合や、認知症の人及びその家族の参加がなかった場合であっても、補助金の対象となるのか。

A 周知活動等を行ったうえであれば補助金の対象となります。ただし、その状態が続いた場合は、速やかに地域包括支援センター等と連携し、利用者の拡大を図ってください。

Q4 「市内に」とあるが、市外に設置した場合は、補助金の対象とならないのか。

A 境界地等で交通機関の拠点が市外の場合であっても、認知症カフェは市内に設置してください。市外に設置した場合は、補助金の対象となりません。

Q5 「認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員」、「かつ、相談業務に従事した経験のある者」とあるが、経験年数はどの程度である必要があるのか。

A 経験年数は特に問いませんが、有資格者であるが経験がまったくない場合、認知症サポーター養成講座を受講していただくか、別途相談させていただくことがあります。

Q6 利用者の氏名や住所等を管理する必要があるのか。

A 認知症カフェ出欠確認連絡や緊急時の連絡は必要なため、利用者の氏名、住所、連絡先等は把握してください。ただし、利用者の個人情報及びプライバシーの保護に万全に期するとともに、知り得た秘密は決して漏らさぬよう厳重に管理してください。

Q7 認知症カフェを運営する以外に、行政から求められることはあるか。

A 市で開催するイベントや講習等のチラシを認知症カフェの参加者へ配布したり、市で開催する認知症カフェにボランティアとして参加したり、認知症施策を理解していただいたうえで可能な範囲での協力をお願いすることがあります。

Q8 認知症の予防や認知症について正しく理解することを目的とした、一般高齢者対象のカフェやサロンは補助金の対象となるのか。

A 認知症カフェは、認知症の人とその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場ですので、一般高齢者対象のカフェやサロンは補助金の対象となりません。

Q9 認知症カフェの運営は市民団体等で行うが、開催場所は介護事業所の場合、申請区分はどちらか。

A 補助金の申請区分は、市民団体です。

#### 対象経費について

Q1 「利用者から工作代等として低廉な価格を徴収することができる」とあるが、具体的な価格設定を教えてください。

A 価格設定等は特にありません。気軽に安心して通うことのできるよう原則無料で運営し、徴収する場合であっても常識的な範囲内で設定してください。

Q2 認知症カフェの運営にかかるボランティアの報酬費は補助金の対象外としているが、そのボランティアが認知症サポーター養成講座や講演会等をした場合は、補助金の対象となるのか。

A 報酬費の対象となるのは、外部講師へ依頼した場合と考えていますので、この場合は補助金の対象となりません。



その他

Q1 参加者が「認知症の方やその家族」であることを、何かをもって確認する必要があるのか。

A 実施状況報告書にて参加者内訳を市に報告してもらう必要があります。認知症カフェ名簿等に内訳を記載しておき、参加者に任意に○印をつけていただく等、必ず確認するようにしてください。「●人以上は認知症の人が利用していること」等は求めませんが、認知症カフェであることを十分に留意してください。

Q2 カフェのネーミングに条件はあるのか。

A 特に条件はありませんが、認知症カフェにそぐわない過度な表現はご遠慮ください。